令和8年度

検　査　計　画　表

35:身延町　(身延地区)　01:身延中央配水系　西谷　　水源の種類：伏流水

過去の検査結果からの要確認検査項目

検　査　項　目　名	検査日	結果	状態	水質基準
フッ素及びその化合物	23/04/10	0.09	1/10 OVER	0.8mg/L以下
クロロホルム	23/07/11	0.0107	1/10 OVER	0.06mg/L以下
ジクロロ酢酸	23/04/10	0.006	1/10 OVER	0.03mg/L以下
総トリハロメタン	23/07/11	0.0121	1/10 OVER	0.1mg/L以下
トリクロロ酢酸	23/07/11	0.007	1/5 OVER	0.03mg/L以下
アルミニウム及びその化合物	23/07/11	0.061	1/5 OVER	0.2mg/L以下
ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	24/07/16	140	1/5 OVER	300mg/L以下
蒸発残留物	25/07/14	230	1/5 OVER	500mg/L以下

No.	検　査　項　目　名	浄水全項目	原水全項目(年に1回)	2023	2024	2025	今年度検査回数	計　画　設　定　理　由
1	一般細菌	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
2	大腸菌	○	○	○	○	○	12	
3	カドミウム及びその化合物	○	○			○	0	
4	水銀及びその化合物	○	○			○	0	
5	セレン及びその化合物	○	○			○	0	
6	鉛及びその化合物	○	○			○	0	※3
7	ヒ素及びその化合物	○	○			○	0	
8	六価クロム化合物	○	○			○	0	
9	亜硝酸態窒素	○	○			○	0	
10	ｼｱﾝ化物ｲｵﾝ及び塩化ｼｱﾝ	○	○	○	○	○	4	消毒副生成物であり省略できない　施行規則による検査の基本回数で行う　検査回数は1年に4回
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○			○	0	※3
12	フッ素及びその化合物	○	○	○	○	○	1	※1
13	ホウ素及びその化合物	○	○			○	0	
14	四塩化炭素	○	○			○	0	
15	1,4-ジオキサン	○	○			○	0	
16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	○	○			○	0	※3
17	ジクロロメタン	○	○			○	0	
18	テトラクロロエチレン	○	○			○	0	
19	トリクロロエチレン	○	○			○	0	
20	ﾍﾟﾙﾌﾙｵﾛｵｸﾀﾝｽﾙﾎﾝ酸(PFOS)及びﾍﾟﾙﾌﾙｵﾛｵｸﾀﾝ酸(PFOA)	○	○				4	※5
21	ベンゼン	○	○			○	0	※3
22	塩素酸	○		○	○	○	4	消毒副生成物であり省略できない　施行規則による検査の基本回数で行う　検査回数は1年に4回
23	クロロ酢酸	○		○	○	○	4	
24	クロロホルム	○		○	○	○	4	
25	ジクロロ酢酸	○		○	○	○	4	
26	ジブロモクロロメタン	○		○	○	○	4	
27	臭素酸	○		○	○	○	4	
28	総トリハロメタン	○		○	○	○	4	
29	トリクロロ酢酸	○		○	○	○	4	
30	ブロモジクロロメタン	○		○	○	○	4	
31	ブロモホルム	○		○	○	○	4	
32	ホルムアルデヒド	○		○	○	○	4	
33	亜鉛及びその化合物	○	○			○	0	※3
34	アルミニウム及びその化合物	○	○	○	○	○	4	※2
35	鉄及びその化合物	○	○			○	0	
36	銅及びその化合物	○	○			○	0	※3
37	ナトリウム及びその化合物	○	○			○	0	
38	マンガン及びその化合物	○	○			○	0	
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
40	ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	○	○	○	○	○	4	※2
41	蒸発残留物	○	○	○	○	○	4	
42	陰ｲｵﾝ界面活性剤	○	○			○	0	※3
43	ジェオスミン	○	○			○	0	
44	2-メチルイソボルネオール	○	○			○	0	※4
45	非イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	0	
46	フェノール類	○	○			○	0	※3
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
48	pH値	○	○	○	○	○	12	
49	味	○		○	○	○	12	
50	臭気	○	○	○	○	○	12	
51	色度	○	○	○	○	○	12	
52	濁度	○	○	○	○	○	12	
53	電気伝導率			○	○	○	12	
54	残留塩素			○	○	○	12	
55	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ指標菌 大腸菌						1	
56	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ指標菌 嫌気性菌						1	レベル3(施設有り)だが、安全性確認のため指標菌及び原虫の検査を年1回実施する
57	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ等						1	
58	水質管理目標設定項目						0	
59	浄水処理等関連項目						0	
60	原水放射能検査						0	
61	ゴルフ場使用農薬類						0	

※1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1を超えているので検査回数は1年に1回
※2	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1を超えているので検査回数は1年に4回
※3	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1を超えていないので検査回数は3年に1回　昨年行っているので本年は検査しない
※4	過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められるため省略
※5	水道法の検査必要回数に従い年に4回検査する

令和8年度

検　査　計　画　表

35:身延町　(身延地区)　02:身延中央配水系　梅平　　水源の種類：伏流水

過去の検査結果からの要確認検査項目

検　査　項　目　名	検査日	結果	状態	水質基準
クロロホルム	25/04/07	0.0192	1/5 OVER	0.06mg/L以下
ジクロロ酢酸	23/04/10	0.006	1/10 OVER	0.03mg/L以下
総トリハロメタン	25/04/07	0.0206	1/5 OVER	0.1mg/L以下
トリクロロ酢酸	25/04/07	0.011	1/5 OVER	0.03mg/L以下
アルミニウム及びその化合物	23/07/11	0.062	1/5 OVER	0.2mg/L以下
ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	24/07/16	130	1/5 OVER	300mg/L以下
蒸発残留物	25/07/14	220	1/5 OVER	500mg/L以下

No.	検　査　項　目　名	浄水全項目	原水全項目(年に1回)	2023	2024	2025	今年度検査回数	計　画　設　定　理　由
1	一般細菌	○		○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
2	大腸菌	○		○	○	○	12	
3	カドミウム及びその化合物	○				○	0	
4	水銀及びその化合物	○				○	0	
5	セレン及びその化合物	○				○	0	
6	鉛及びその化合物	○				○	0	※3
7	ヒ素及びその化合物	○				○	0	
8	六価クロム化合物	○				○	0	
9	亜硝酸態窒素	○				○	0	
10	ｼｱﾝ化物ｲｵﾝ及び塩化ｼｱﾝ	○		○	○	○	4	消毒副生成物であり省略できない　施行規則による検査の基本回数で行う　検査回数は1年に4回
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○				○	0	
12	フッ素及びその化合物	○		○	○	○	0	
13	ホウ素及びその化合物	○				○	0	
14	四塩化炭素	○				○	0	
15	1,4-ジオキサン	○				○	0	※3
16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	○				○	0	
17	ジクロロメタン	○				○	0	
18	テトラクロロエチレン	○				○	0	
19	トリクロロエチレン	○				○	0	
20	ﾍﾟﾙﾌﾙｵﾛｵｸﾀﾝｽﾙﾎﾝ酸(PFOS)及びﾍﾟﾙﾌﾙｵﾛｵｸﾀﾝ酸(PFOA)	○					4	※5
21	ベンゼン	○				○	0	※3
22	塩素酸	○		○	○	○	4	消毒副生成物であり省略できない　施行規則による検査の基本回数で行う　検査回数は1年に4回
23	クロロ酢酸	○		○	○	○	4	
24	クロロホルム	○		○	○	○	4	
25	ジクロロ酢酸	○		○	○	○	4	
26	ジブロモクロロメタン	○		○	○	○	4	
27	臭素酸	○		○	○	○	4	
28	総トリハロメタン	○		○	○	○	4	
29	トリクロロ酢酸	○		○	○	○	4	
30	ブロモジクロロメタン	○		○	○	○	4	
31	ブロモホルム	○		○	○	○	4	
32	ホルムアルデヒド	○		○	○	○	4	
33	亜鉛及びその化合物	○				○	0	※3
34	アルミニウム及びその化合物	○		○	○	○	4	※2
35	鉄及びその化合物	○				○	0	
36	銅及びその化合物	○				○	0	※3
37	ナトリウム及びその化合物	○				○	0	
38	マンガン及びその化合物	○				○	0	
39	塩化物イオン	○		○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
40	ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	○		○	○	○	4	※2
41	蒸発残留物	○		○	○	○	4	
42	陰ｲｵﾝ界面活性剤	○				○	0	※3
43	ジェオスミン	○				○	0	
44	2-メチルイソボルネオール	○				○	0	※4
45	非イオン界面活性剤	○		○	○	○	0	
46	フェノール類	○				○	0	※3
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○		○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
48	pH値	○		○	○	○	12	
49	味	○		○	○	○	12	
50	臭気	○		○	○	○	12	
51	色度	○		○	○	○	12	
52	濁度	○		○	○	○	12	
53	電気伝導率			○	○	○	12	
54	残留塩素			○	○	○	12	
55	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ指標菌　大腸菌						0	身延中央配水系　西谷と同系統のため、原水無し
56	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ指標菌　嫌気性菌						0	
57	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ等						0	
58	水質管理目標設定項目						0	
59	浄水処理等関連項目						0	
60	原水放射能検査						0	
61	ゴルフ場使用農薬類						0	

※1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1を超えているので検査回数は1年に1回
※2	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1を超えているので検査回数は1年に4回
※3	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1を超えていないので検査回数は3年に1回　昨年行っているので本年は検査しない
※4	過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められるため省略
※5	水道法の検査必要回数に従い年に4回検査する

令和8年度

検　査　計　画　表

35:身延町　(身延地区)　03:身延中央配水系　新宿　　水源の種類：伏流水

過去の検査結果からの要確認検査項目

検　査　項　目　名	検査日	結果	状態	水質基準
クロロホルム	23/07/11	0.0143	1/5 OVER	0.06mg/L以下
ジクロロ酢酸	25/04/07	0.008	1/5 OVER	0.03mg/L以下
総トリハロメタン	23/07/11	0.0160	1/10 OVER	0.1mg/L以下
トリクロロ酢酸	23/04/10	0.008	1/5 OVER	0.03mg/L以下
アルミニウム及びその化合物	24/07/16	0.063	1/5 OVER	0.2mg/L以下
ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	24/01/22	130	1/5 OVER	300mg/L以下
蒸発残留物	24/01/22	220	1/5 OVER	500mg/L以下

No.	検　査　項　目　名	浄水全項目	原水全項目(年に1回)	2023	2024	2025	今年度検査回数	計　画　設　定　理　由
1	一般細菌	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
2	大腸菌	○	○	○	○	○	12	
3	カドミウム及びその化合物	○	○			○	0	
4	水銀及びその化合物	○	○			○	0	
5	セレン及びその化合物	○	○			○	0	
6	鉛及びその化合物	○	○			○	0	※3
7	ヒ素及びその化合物	○	○			○	0	
8	六価クロム化合物	○	○			○	0	
9	亜硝酸態窒素	○	○			○	0	
10	ｼｱﾝ化物ｲｵﾝ及び塩化ｼｱﾝ	○	○	○	○	○	4	消毒副生成物であり省略できない　施行規則による検査の基本回数で行う　検査回数は1年に4回
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○			○	0	
12	フッ素及びその化合物	○	○			○	0	
13	ホウ素及びその化合物	○	○			○	0	
14	四塩化炭素	○	○			○	0	
15	1,4-ジオキサン	○	○			○	0	※3
16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	○	○			○	0	
17	ジクロロメタン	○	○			○	0	
18	テトラクロロエチレン	○	○			○	0	
19	トリクロロエチレン	○	○			○	0	
20	ﾍﾟﾙﾌﾙｵﾛｵｸﾀﾝｽﾙﾎﾝ酸(PFOS)及びﾍﾟﾙﾌﾙｵﾛｵｸﾀﾝ酸(PFOA)	○	○				4	※5
21	ベンゼン	○	○			○	0	※3
22	塩素酸	○		○	○	○	4	消毒副生成物であり省略できない　施行規則による検査の基本回数で行う　検査回数は1年に4回
23	クロロ酢酸	○		○	○	○	4	
24	クロロホルム	○		○	○	○	4	
25	ジクロロ酢酸	○		○	○	○	4	
26	ジブロモクロロメタン	○		○	○	○	4	
27	臭素酸	○		○	○	○	4	
28	総トリハロメタン	○		○	○	○	4	
29	トリクロロ酢酸	○		○	○	○	4	
30	ブロモジクロロメタン	○		○	○	○	4	
31	ブロモホルム	○		○	○	○	4	
32	ホルムアルデヒド	○		○	○	○	4	
33	亜鉛及びその化合物	○	○			○	0	※3
34	アルミニウム及びその化合物	○	○	○	○	○	4	※2
35	鉄及びその化合物	○	○			○	0	
36	銅及びその化合物	○	○			○	0	※3
37	ナトリウム及びその化合物	○	○			○	0	
38	マンガン及びその化合物	○	○			○	0	
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
40	ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	○	○	○	○	○	4	※2
41	蒸発残留物	○	○	○	○	○	4	
42	陰ｲｵﾝ界面活性剤	○	○			○	0	※3
43	ジェオスミン	○	○			○	0	
44	2-メチルイソボルネオール	○	○			○	0	※4
45	非イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	0	
46	フェノール類	○	○			○	0	※3
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
48	pH値	○	○	○	○	○	12	
49	味	○		○	○	○	12	
50	臭気	○	○	○	○	○	12	
51	色度	○	○	○	○	○	12	
52	濁度	○	○	○	○	○	12	
53	電気伝導率			○	○	○	12	
54	残留塩素			○	○	○	12	
55	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ指標菌 大腸菌						12	レベル3のため指標菌の検査を1回/月、原虫の検査を1回/3カ月実施する
56	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ指標菌 嫌気性菌						12	
57	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ等						4	
58	水質管理目標設定項目						0	
59	浄水処理等関連項目						0	
60	原水放射能検査						0	
61	ゴルフ場使用農薬類						0	

※1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1を超えているので検査回数は1年に1回
※2	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1を超えているので検査回数は1年に4回
※3	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1を超えていないので検査回数は3年に1回　昨年行っているので本年は検査しない
※4	過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められるため省略
※5	水道法の検査必要回数に従い年に4回検査する

令和8年度

検　査　計　画　表

35:身延町　(身延地区)　04:身延中央配水系　波木井　　水源の種類：深井戸

過去の検査結果からの要確認検査項目

検　査　項　目　名	検査日	結果	状態	水質基準
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	23/04/10	1.90	1/10 OVER	10mg/L以下
ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	24/07/16	95	1/5 OVER	300mg/L以下
蒸発残留物	23/04/10	160	1/5 OVER	500mg/L以下

No.	検　査　項　目　名	浄水全項目	原水全項目(年に1回)	2023	2024	2025	今年度検査回数	計　画　設　定　理　由
1	一般細菌	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
2	大腸菌	○	○	○	○	○	12	
3	カドミウム及びその化合物	○	○			○	0	※3
4	水銀及びその化合物	○	○			○	0	
5	セレン及びその化合物	○	○			○	0	
6	鉛及びその化合物	○	○			○	0	
7	ヒ素及びその化合物	○	○			○	0	
8	六価クロム化合物	○	○			○	0	
9	亜硝酸態窒素	○	○			○	0	
10	ｼｱﾝ化物ｲｵﾝ及び塩化ｼｱﾝ	○	○	○	○	○	4	消毒副生成物であり省略できない　施行規則による検査の基本回数で行う　検査回数は1年に4回
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○	○	○	○	1	※1
12	フッ素及びその化合物	○	○			○	0	※3
13	ホウ素及びその化合物	○	○			○	0	
14	四塩化炭素	○	○			○	0	
15	1,4-ジオキサン	○	○			○	0	
16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	○	○			○	0	
17	ジクロロメタン	○	○			○	0	
18	テトラクロロエチレン	○	○			○	0	
19	トリクロロエチレン	○	○			○	0	
20	ﾍﾟﾙﾌﾙｵﾛｵｸﾀﾝｽﾙﾎﾝ酸(PFOS)及びﾍﾟﾙﾌﾙｵﾛｵｸﾀﾝ酸(PFOA)	○	○				4	※5
21	ベンゼン	○	○			○	0	※3
22	塩素酸	○		○	○	○	4	消毒副生成物であり省略できない　施行規則による検査の基本回数で行う　検査回数は1年に4回
23	クロロ酢酸	○		○	○	○	4	
24	クロロホルム	○		○	○	○	4	
25	ジクロロ酢酸	○		○	○	○	4	
26	ジブロモクロロメタン	○		○	○	○	4	
27	臭素酸	○		○	○	○	4	
28	総トリハロメタン	○		○	○	○	4	
29	トリクロロ酢酸	○		○	○	○	4	
30	ブロモジクロロメタン	○		○	○	○	4	
31	ブロモホルム	○		○	○	○	4	
32	ホルムアルデヒド	○		○	○	○	4	
33	亜鉛及びその化合物	○	○			○	0	※3
34	アルミニウム及びその化合物	○	○			○	0	
35	鉄及びその化合物	○	○			○	0	
36	銅及びその化合物	○	○			○	0	
37	ナトリウム及びその化合物	○	○			○	0	
38	マンガン及びその化合物	○	○			○	0	
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
40	ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	○	○	○	○	○	4	※2
41	蒸発残留物	○	○	○	○	○	4	
42	陰ｲｵﾝ界面活性剤	○	○			○	0	※3
43	ジェオスミン	○	○			○	0	※4
44	2-メチルイソボルネオール	○	○			○	0	
45	非イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	0	
46	フェノール類	○	○			○	0	※3
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
48	pH値	○	○	○	○	○	12	
49	味	○		○	○	○	12	
50	臭気	○	○	○	○	○	12	
51	色度	○	○	○	○	○	12	
52	濁度	○	○	○	○	○	12	
53	電気伝導率			○	○	○	12	
54	残留塩素			○	○	○	12	
55	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ指標菌　大腸菌						0	レベル1のため、指標菌及び原虫の検査を実施しない
56	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ指標菌　嫌気性菌						0	
57	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ等						0	
58	水質管理目標設定項目						0	
59	浄水処理等関連項目						0	
60	原水放射能検査						0	
61	ゴルフ場使用農薬類						0	

※1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1を超えているので検査回数は1年に1回
※2	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1を超えているので検査回数は1年に4回
※3	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1を超えていないので検査回数は3年に1回　昨年行っているので本年は検査しない
※4	過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められるため省略
※5	水道法の検査必要回数に従い年に4回検査する

令和8年度

検　査　計　画　表

35:身延町　(身延地区)　05:身延中央配水系　大野　　水源の種類：深井戸

過去の検査結果からの要確認検査項目

検　査　項　目　名	検査日	結果	状態	水質基準
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	23/04/10	1.40	1/10 OVER	10mg/L以下
ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	24/07/16	130	1/5 OVER	300mg/L以下
蒸発残留物	23/04/10	190	1/5 OVER	500mg/L以下

No.	検　査　項　目　名	浄水全項目	原水全項目(年に1回)	2023	2024	2025	今年度検査回数	計　画　設　定　理　由
1	一般細菌	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
2	大腸菌	○	○	○	○	○	12	
3	カドミウム及びその化合物	○	○			○	0	※3
4	水銀及びその化合物	○	○			○	0	
5	セレン及びその化合物	○	○			○	0	
6	鉛及びその化合物	○	○			○	0	
7	ヒ素及びその化合物	○	○			○	0	
8	六価クロム化合物	○	○			○	0	
9	亜硝酸態窒素	○	○			○	0	
10	ｼｱﾝ化物ｲｵﾝ及び塩化ｼｱﾝ	○	○	○	○	○	4	消毒副生成物であり省略できない　施行規則による検査の基本回数で行う　検査回数は1年に4回
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○	○	○	○	1	※1
12	フッ素及びその化合物	○	○			○	0	※3
13	ホウ素及びその化合物	○	○			○	0	
14	四塩化炭素	○	○			○	0	
15	1,4-ジオキサン	○	○			○	0	
16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	○	○			○	0	
17	ジクロロメタン	○	○			○	0	
18	テトラクロロエチレン	○	○			○	0	
19	トリクロロエチレン	○	○			○	0	
20	ﾍﾟﾙﾌﾙｵﾛｵｸﾀﾝｽﾙﾎﾝ酸(PFOS)及びﾍﾟﾙﾌﾙｵﾛｵｸﾀﾝ酸(PFOA)	○	○				4	※5
21	ベンゼン	○	○			○	0	※3
22	塩素酸	○		○	○	○	4	消毒副生成物であり省略できない　施行規則による検査の基本回数で行う　検査回数は1年に4回
23	クロロ酢酸	○		○	○	○	4	
24	クロロホルム	○		○	○	○	4	
25	ジクロロ酢酸	○		○	○	○	4	
26	ジブロモクロロメタン	○		○	○	○	4	
27	臭素酸	○		○	○	○	4	
28	総トリハロメタン	○		○	○	○	4	
29	トリクロロ酢酸	○		○	○	○	4	
30	ブロモジクロロメタン	○		○	○	○	4	
31	ブロモホルム	○		○	○	○	4	
32	ホルムアルデヒド	○		○	○	○	4	
33	亜鉛及びその化合物	○	○			○	0	※3
34	アルミニウム及びその化合物	○	○			○	0	
35	鉄及びその化合物	○	○			○	0	
36	銅及びその化合物	○	○			○	0	
37	ナトリウム及びその化合物	○	○			○	0	
38	マンガン及びその化合物	○	○			○	0	
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
40	ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	○	○	○	○	○	4	※2
41	蒸発残留物	○	○	○	○	○	4	
42	陰ｲｵﾝ界面活性剤	○	○			○	0	※3
43	ジェオスミン	○	○			○	0	※4
44	2-メチルイソボルネオール	○	○			○	0	
45	非イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	0	
46	フェノール類	○	○			○	0	※3
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
48	pH値	○	○	○	○	○	12	
49	味	○		○	○	○	12	
50	臭気	○	○	○	○	○	12	
51	色度	○	○	○	○	○	12	
52	濁度	○	○	○	○	○	12	
53	電気伝導率			○	○	○	12	
54	残留塩素			○	○	○	12	
55	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ指標菌 大腸菌						0	レベル1のため、指標菌及び原虫の検査を実施しない
56	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ指標菌 嫌気性菌						0	
57	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ等						0	
58	水質管理目標設定項目						0	
59	浄水処理等関連項目						0	
60	原水放射能検査						0	
61	ゴルフ場使用農薬類						0	

※1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1を超えているので検査回数は1年に1回
※2	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1を超えているので検査回数は1年に4回
※3	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1を超えていないので検査回数は3年に1回　昨年行っているので本年は検査しない
※4	過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められるため省略
※5	水道法の検査必要回数に従い年に4回検査する

令和8年度

検　査　計　画　表

35:身延町　(身延地区)　06:身延中央配水系　宮之前　　水源の種類：深井戸

過去の検査結果からの要確認検査項目

検　査　項　目　名	検査日	結果	状態	水質基準
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	24/04/15	1.90	1/10 OVER	10mg/L以下
ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	24/07/16	120	1/5 OVER	300mg/L以下
蒸発残留物	23/07/11	180	1/5 OVER	500mg/L以下

No.	検　査　項　目　名	浄水全項目	原水全項目(年に1回)	2023	2024	2025	今年度検査回数	計　画　設　定　理　由
1	一般細菌	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
2	大腸菌	○	○	○	○	○	12	
3	カドミウム及びその化合物	○	○			○	0	※3
4	水銀及びその化合物	○	○			○	0	
5	セレン及びその化合物	○	○			○	0	
6	鉛及びその化合物	○	○			○	0	
7	ヒ素及びその化合物	○	○			○	0	
8	六価クロム化合物	○	○			○	0	
9	亜硝酸態窒素	○	○			○	0	
10	ｼｱﾝ化物ｲｵﾝ及び塩化ｼｱﾝ	○	○	○	○	○	4	消毒副生成物であり省略できない　施行規則による検査の基本回数で行う　検査回数は1年に4回
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○	○	○	○	1	※1
12	フッ素及びその化合物	○	○			○	0	※3
13	ホウ素及びその化合物	○	○			○	0	
14	四塩化炭素	○	○			○	0	
15	1,4-ジオキサン	○	○			○	0	
16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	○	○			○	0	
17	ジクロロメタン	○	○			○	0	
18	テトラクロロエチレン	○	○			○	0	
19	トリクロロエチレン	○	○			○	0	
20	ﾍﾟﾙﾌﾙｵﾛｵｸﾀﾝｽﾙﾎﾝ酸(PFOS)及びﾍﾟﾙﾌﾙｵﾛｵｸﾀﾝ酸(PFOA)	○	○				4	※5
21	ベンゼン	○	○			○	0	※3
22	塩素酸	○		○	○	○	4	消毒副生成物であり省略できない　施行規則による検査の基本回数で行う　検査回数は1年に4回
23	クロロ酢酸	○		○	○	○	4	
24	クロロホルム	○		○	○	○	4	
25	ジクロロ酢酸	○		○	○	○	4	
26	ジブロモクロロメタン	○		○	○	○	4	
27	臭素酸	○		○	○	○	4	
28	総トリハロメタン	○		○	○	○	4	
29	トリクロロ酢酸	○		○	○	○	4	
30	ブロモジクロロメタン	○		○	○	○	4	
31	ブロモホルム	○		○	○	○	4	
32	ホルムアルデヒド	○		○	○	○	4	
33	亜鉛及びその化合物	○	○			○	0	※3
34	アルミニウム及びその化合物	○	○			○	0	
35	鉄及びその化合物	○	○			○	0	
36	銅及びその化合物	○	○			○	0	
37	ナトリウム及びその化合物	○	○			○	0	
38	マンガン及びその化合物	○	○			○	0	
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
40	ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	○	○	○	○	○	4	※2
41	蒸発残留物	○	○	○	○	○	4	
42	陰ｲｵﾝ界面活性剤	○	○			○	0	※3
43	ジェオスミン	○	○			○	0	※4
44	2-メチルイソボルネオール	○	○			○	0	
45	非イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	0	
46	フェノール類	○	○			○	0	※3
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
48	pH値	○	○	○	○	○	12	
49	味	○		○	○	○	12	
50	臭気	○	○	○	○	○	12	
51	色度	○	○	○	○	○	12	
52	濁度	○	○	○	○	○	12	
53	電気伝導率			○	○	○	12	
54	残留塩素			○	○	○	12	
55	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ指標菌 大腸菌						0	レベル1のため、指標菌及び原虫の検査を実施しない
56	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ指標菌 嫌気性菌						0	
57	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ等						0	
58	水質管理目標設定項目						0	
59	浄水処理等関連項目						0	
60	原水放射能検査						0	
61	ゴルフ場使用農薬類						0	

※1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1を超えているので検査回数は1年に1回
※2	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1を超えているので検査回数は1年に4回
※3	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1を超えていないので検査回数は3年に1回　昨年行っているので本年は検査しない
※4	過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められるため省略
※5	水道法の検査必要回数に従い年に4回検査する

令和8年度

検　査　計　画　表

35:身延町　(身延地区)　07:身延中央配水系　和田平　　水源の種類：深井戸

過去の検査結果からの要確認検査項目

検　査　項　目　名	検査日	結果	状態	水質基準
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	24/04/15	1.80	1/10 OVER	10mg/L以下
ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等 (硬度)	24/07/16	100	1/5 OVER	300mg/L以下
蒸発残留物	23/04/10	170	1/5 OVER	500mg/L以下
塩素酸	24/10/22	0.30	1/5 OVER	0.6mg/L以下

No.	検　査　項　目　名	浄水全項目	原水全項目(年に1回)	2023	2024	2025	今年度検査回数	計　画　設　定　理　由
1	一般細菌	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
2	大腸菌	○	○	○	○	○	12	
3	カドミウム及びその化合物	○	○			○	0	※3
4	水銀及びその化合物	○	○			○	0	
5	セレン及びその化合物	○	○			○	0	
6	鉛及びその化合物	○	○			○	0	
7	ヒ素及びその化合物	○	○			○	0	
8	六価クロム化合物	○	○			○	0	
9	亜硝酸態窒素	○	○			○	0	
10	ｼｱﾝ化物ｲｵﾝ及び塩化ｼｱﾝ	○	○	○	○	○	4	消毒副生成物であり省略できない　施行規則による検査の基本回数で行う　検査回数は1年に4回
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○	○	○	○	1	※1
12	フッ素及びその化合物	○	○			○	0	※3
13	ホウ素及びその化合物	○	○			○	0	
14	四塩化炭素	○	○			○	0	
15	1,4-ジオキサン	○	○			○	0	
16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	○	○			○	0	
17	ジクロロメタン	○	○			○	0	
18	テトラクロロエチレン	○	○			○	0	
19	トリクロロエチレン	○	○			○	0	
20	ﾍﾟﾙﾌﾙｵﾛｵｸﾀﾝｽﾙﾎﾝ酸(PFOS)及びﾍﾟﾙﾌﾙｵﾛｵｸﾀﾝ酸(PFOA)	○	○				4	※5
21	ベンゼン	○	○			○	0	※3
22	塩素酸	○		○	○	○	4	消毒副生成物であり省略できない　施行規則による検査の基本回数で行う　検査回数は1年に4回
23	クロロ酢酸	○		○	○	○	4	
24	クロロホルム	○		○	○	○	4	
25	ジクロロ酢酸	○		○	○	○	4	
26	ジブロモクロロメタン	○		○	○	○	4	
27	臭素酸	○		○	○	○	4	
28	総トリハロメタン	○		○	○	○	4	
29	トリクロロ酢酸	○		○	○	○	4	
30	ブロモジクロロメタン	○		○	○	○	4	
31	ブロモホルム	○		○	○	○	4	
32	ホルムアルデヒド	○		○	○	○	4	
33	亜鉛及びその化合物	○	○			○	0	※3
34	アルミニウム及びその化合物	○	○			○	0	
35	鉄及びその化合物	○	○			○	0	
36	銅及びその化合物	○	○			○	0	
37	ナトリウム及びその化合物	○	○			○	0	
38	マンガン及びその化合物	○	○			○	0	
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
40	ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等 (硬度)	○	○	○	○	○	4	※2
41	蒸発残留物	○	○	○	○	○	4	
42	陰ｲｵﾝ界面活性剤	○	○			○	0	※3
43	ジェオスミン	○	○			○	0	※4
44	2-メチルイソボルネオール	○	○			○	0	
45	非イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	0	
46	フェノール類	○	○			○	0	※3
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
48	pH値	○	○	○	○	○	12	
49	味	○		○	○	○	12	
50	臭気	○	○	○	○	○	12	
51	色度	○	○	○	○	○	12	
52	濁度	○	○	○	○	○	12	
53	電気伝導率			○	○	○	12	
54	残留塩素			○	○	○	12	
55	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ指標菌 大腸菌						0	レベル1のため、指標菌及び原虫の検査を実施しない
56	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ指標菌 嫌気性菌						0	
57	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ等						0	
58	水質管理目標設定項目						0	
59	浄水処理等関連項目						0	
60	原水放射能検査						0	
61	ゴルフ場使用農薬類						0	

※1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1を超えているので検査回数は1年に1回
※2	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1を超えているので検査回数は1年に4回
※3	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1を超えていないので検査回数は3年に1回　昨年行っているので本年は検査しない
※4	過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められるため省略
※5	水道法の検査必要回数に従い年に4回検査する

令和8年度

検　査　計　画　表

35:身延町　(身延地区)　08:下山配水系　　水源の種類：深井戸

過去の検査結果からの要確認検査項目				
検　査　項　目　名	検査日	結果	状態	水質基準
ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	24/07/16	200	1/2 OVER	300mg/L以下
蒸発残留物	23/07/11	290	1/2 OVER	500mg/L以下
塩素酸	25/07/14	0.23	1/5 OVER	0.6mg/L以下

No.	検　査　項　目　名	浄水全項目	原水全項目(年に1回)	2023	2024	2025	今年度検査回数	計　画　設　定　理　由
1	一般細菌	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
2	大腸菌	○	○	○	○	○	12	
3	カドミウム及びその化合物	○	○			○	0	
4	水銀及びその化合物	○	○			○	0	
5	セレン及びその化合物	○	○			○	0	
6	鉛及びその化合物	○	○			○	0	※3
7	ヒ素及びその化合物	○	○			○	0	
8	六価クロム化合物	○	○			○	0	
9	亜硝酸態窒素	○	○			○	0	
10	ｼｱﾝ化物ｲｵﾝ及び塩化ｼｱﾝ	○	○	○	○	○	4	消毒副生成物であり省略できない　施行規則による検査の基本回数で行う　検査回数は1年に4回
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○			○	0	
12	フッ素及びその化合物	○	○			○	0	
13	ホウ素及びその化合物	○	○			○	0	
14	四塩化炭素	○	○			○	0	
15	1,4-ジオキサン	○	○			○	0	※3
16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	○	○			○	0	
17	ジクロロメタン	○	○			○	0	
18	テトラクロロエチレン	○	○			○	0	
19	トリクロロエチレン	○	○			○	0	
20	ﾍﾟﾙﾌﾙｵﾛｵｸﾀﾝｽﾙﾎﾝ酸(PFOS)及びﾍﾟﾙﾌﾙｵﾛｵｸﾀﾝ酸(PFOA)	○	○				4	※5
21	ベンゼン	○	○			○	0	※3
22	塩素酸	○		○	○	○	4	消毒副生成物であり省略できない　施行規則による検査の基本回数で行う　検査回数は1年に4回
23	クロロ酢酸	○		○	○	○	4	
24	クロロホルム	○		○	○	○	4	
25	ジクロロ酢酸	○		○	○	○	4	
26	ジブロモクロロメタン	○		○	○	○	4	
27	臭素酸	○		○	○	○	4	
28	総トリハロメタン	○		○	○	○	4	
29	トリクロロ酢酸	○		○	○	○	4	
30	ブロモジクロロメタン	○		○	○	○	4	
31	ブロモホルム	○		○	○	○	4	
32	ホルムアルデヒド	○		○	○	○	4	
33	亜鉛及びその化合物	○	○			○	0	※3
34	アルミニウム及びその化合物	○	○			○	0	
35	鉄及びその化合物	○	○			○	0	
36	銅及びその化合物	○	○			○	0	
37	ナトリウム及びその化合物	○	○			○	0	
38	マンガン及びその化合物	○	○			○	0	
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
40	ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	○	○	○	○	○	4	※2
41	蒸発残留物	○	○	○	○	○	4	
42	陰ｲｵﾝ界面活性剤	○	○			○	0	※3
43	ジェオスミン	○	○			○	0	
44	2-メチルイソボルネオール	○	○			○	0	※4
45	非イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	0	
46	フェノール類	○	○			○	0	※3
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
48	pH値	○	○	○	○	○	12	
49	味	○		○	○	○	12	
50	臭気	○	○	○	○	○	12	
51	色度	○	○	○	○	○	12	
52	濁度	○	○	○	○	○	12	
53	電気伝導率			○	○	○	12	
54	残留塩素			○	○	○	12	
55	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ指標菌 大腸菌						0	レベル1のため、指標菌及び原虫の検査を実施しない
56	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ指標菌 嫌気性菌						0	
57	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ等						0	
58	水質管理目標設定項目						1	
59	浄水処理等関連項目						0	
60	原水放射能検査						0	
61	ゴルフ場使用農薬類						0	

※1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1を超えているので検査回数は1年に1回
※2	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1を超えているので検査回数は1年に4回
※3	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1を超えていないので検査回数は3年に1回　昨年行っているので本年は検査しない
※4	過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められるため省略
※5	水道法の検査必要回数に従い年に4回検査する

令和8年度

検　査　計　画　表

35:身延町　(身延地区)　09:相又配水系　　水源の種類：伏流水

過去の検査結果からの要確認検査項目

検　査　項　目　名	検査日	結果	状態	水質基準
クロロホルム	24/07/16	0.0102	1/10 OVER	0.06mg/L以下
ジクロロ酢酸	25/04/07	0.005	1/10 OVER	0.03mg/L以下
総トリハロメタン	24/07/16	0.0114	1/10 OVER	0.1mg/L以下
トリクロロ酢酸	25/04/07	0.006	1/10 OVER	0.03mg/L以下
アルミニウム及びその化合物	25/07/14	0.072	1/5 OVER	0.2mg/L以下
ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	23/04/10	55	1/10 OVER	300mg/L以下
蒸発残留物	23/04/10	85	1/10 OVER	500mg/L以下

No.	検　査　項　目　名	浄水全項目	原水全項目(年に1回)	2023	2024	2025	今年度検査回数	計　画　設　定　理　由
1	一般細菌	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
2	大腸菌	○	○	○	○	○	12	
3	カドミウム及びその化合物	○	○			○	0	
4	水銀及びその化合物	○	○			○	0	
5	セレン及びその化合物	○	○			○	0	
6	鉛及びその化合物	○	○			○	0	※3
7	ヒ素及びその化合物	○	○			○	0	
8	六価クロム化合物	○	○			○	0	
9	亜硝酸態窒素	○	○			○	0	
10	ｼｱﾝ化物ｲｵﾝ及び塩化ｼｱﾝ	○	○	○	○	○	4	消毒副生成物であり省略できない　施行規則による検査の基本回数で行う　検査回数は1年に4回
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○			○	0	
12	フッ素及びその化合物	○	○			○	0	
13	ホウ素及びその化合物	○	○			○	0	
14	四塩化炭素	○	○			○	0	
15	1,4-ジオキサン	○	○			○	0	※3
16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	○	○			○	0	
17	ジクロロメタン	○	○			○	0	
18	テトラクロロエチレン	○	○			○	0	
19	トリクロロエチレン	○	○			○	0	
20	ﾍﾟﾙﾌﾙｵﾛｵｸﾀﾝｽﾙﾎﾝ酸(PFOS)及びﾍﾟﾙﾌﾙｵﾛｵｸﾀﾝ酸(PFOA)	○	○				4	※5
21	ベンゼン	○	○			○	0	※3
22	塩素酸	○		○	○	○	4	消毒副生成物であり省略できない　施行規則による検査の基本回数で行う　検査回数は1年に4回
23	クロロ酢酸	○		○	○	○	4	
24	クロロホルム	○		○	○	○	4	
25	ジクロロ酢酸	○		○	○	○	4	
26	ジブロモクロロメタン	○		○	○	○	4	
27	臭素酸	○		○	○	○	4	
28	総トリハロメタン	○		○	○	○	4	
29	トリクロロ酢酸	○		○	○	○	4	
30	ブロモジクロロメタン	○		○	○	○	4	
31	ブロモホルム	○		○	○	○	4	
32	ホルムアルデヒド	○		○	○	○	4	
33	亜鉛及びその化合物	○	○			○	0	※3
34	アルミニウム及びその化合物	○	○	○	○	○	4	※2
35	鉄及びその化合物	○	○			○	0	
36	銅及びその化合物	○	○			○	0	※3
37	ナトリウム及びその化合物	○	○			○	0	
38	マンガン及びその化合物	○	○			○	0	
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
40	ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	○	○	○	○	○	1	※1
41	蒸発残留物	○	○	○	○	○	1	
42	陰ｲｵﾝ界面活性剤	○	○			○	0	※3
43	ジェオスミン	○	○			○	0	
44	2-メチルイソボルネオール	○	○			○	0	※4
45	非イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	0	
46	フェノール類	○	○			○	0	※3
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
48	pH値	○	○	○	○	○	12	
49	味	○		○	○	○	12	
50	臭気	○	○	○	○	○	12	
51	色度	○	○	○	○	○	12	
52	濁度	○	○	○	○	○	12	
53	電気伝導率			○	○	○	12	
54	残留塩素			○	○	○	12	
55	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ指標菌 大腸菌						1	
56	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ指標菌 嫌気性菌						1	レベル3(施設有り)だが、安全性確認のため指標菌及び原虫の検査を年1回実施する
57	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ等						1	
58	水質管理目標設定項目						0	
59	浄水処理等関連項目						0	
60	原水放射能検査						0	
61	ゴルフ場使用農薬類						0	

※1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1を超えているので検査回数は1年に1回
※2	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1を超えているので検査回数は1年に4回
※3	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1を超えていないので検査回数は3年に1回　昨年行っているので本年は検査しない
※4	過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められるため省略
※5	水道法の検査必要回数に従い年に4回検査する

令和8年度

検　査　計　画　表

35:身延町　(身延地区)　10:大島配水系　　水源の種類：深井戸

過去の検査結果からの要確認検査項目				
検　査　項　目　名	検査日	結果	状態	水質基準
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	23/04/10	1.50	1/10 OVER	10mg/L以下
ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	23/10/17	97	1/5 OVER	300mg/L以下
蒸発残留物	24/04/15	160	1/5 OVER	500mg/L以下
塩素酸	24/10/22	0.07	1/10 OVER	0.6mg/L以下

No.	検　査　項　目　名	浄水全項目	原水全項目(年に1回)	2023	2024	2025	今年度検査回数	計　画　設　定　理　由
1	一般細菌	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
2	大腸菌	○	○	○	○	○	12	
3	カドミウム及びその化合物	○	○			○	0	※3
4	水銀及びその化合物	○	○			○	0	
5	セレン及びその化合物	○	○			○	0	
6	鉛及びその化合物	○	○			○	0	
7	ヒ素及びその化合物	○	○			○	0	
8	六価クロム化合物	○	○			○	0	
9	亜硝酸態窒素	○	○			○	0	
10	ｼｱﾝ化物ｲｵﾝ及び塩化ｼｱﾝ	○	○	○	○	○	4	消毒副生成物であり省略できない　施行規則による検査の基本回数で行う　検査回数は1年に4回
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○	○	○	○	1	※1
12	フッ素及びその化合物	○	○			○	0	※3
13	ホウ素及びその化合物	○	○			○	0	
14	四塩化炭素	○	○			○	0	
15	1,4-ジオキサン	○	○			○	0	
16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	○	○			○	0	
17	ジクロロメタン	○	○			○	0	
18	テトラクロロエチレン	○	○			○	0	
19	トリクロロエチレン	○	○			○	0	
20	ﾍﾟﾙﾌﾙｵﾛｵｸﾀﾝｽﾙﾎﾝ酸(PFOS)及びﾍﾟﾙﾌﾙｵﾛｵｸﾀﾝ酸(PFOA)	○	○				4	※5
21	ベンゼン	○	○			○	0	※3
22	塩素酸	○		○	○	○	4	消毒副生成物であり省略できない　施行規則による検査の基本回数で行う　検査回数は1年に4回
23	クロロ酢酸	○		○	○	○	4	
24	クロロホルム	○		○	○	○	4	
25	ジクロロ酢酸	○		○	○	○	4	
26	ジブロモクロロメタン	○		○	○	○	4	
27	臭素酸	○		○	○	○	4	
28	総トリハロメタン	○		○	○	○	4	
29	トリクロロ酢酸	○		○	○	○	4	
30	ブロモジクロロメタン	○		○	○	○	4	
31	ブロモホルム	○		○	○	○	4	
32	ホルムアルデヒド	○		○	○	○	4	
33	亜鉛及びその化合物	○	○			○	0	※3
34	アルミニウム及びその化合物	○	○			○	0	
35	鉄及びその化合物	○	○			○	0	
36	銅及びその化合物	○	○			○	0	
37	ナトリウム及びその化合物	○	○			○	0	
38	マンガン及びその化合物	○	○			○	0	
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
40	ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	○	○	○	○	○	4	※2
41	蒸発残留物	○	○	○	○	○	4	
42	陰ｲｵﾝ界面活性剤	○	○			○	0	※3
43	ジェオスミン	○	○			○	0	※4
44	2-メチルイソボルネオール	○	○			○	0	
45	非イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	0	
46	フェノール類	○	○			○	0	※3
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
48	pH値	○	○	○	○	○	12	
49	味	○		○	○	○	12	
50	臭気	○	○	○	○	○	12	
51	色度	○	○	○	○	○	12	
52	濁度	○	○	○	○	○	12	
53	電気伝導率			○	○	○	12	
54	残留塩素			○	○	○	12	
55	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ指標菌　大腸菌						0	レベル1のため、指標菌及び原虫の検査を実施しない
56	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ指標菌　嫌気性菌						0	
57	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ等						0	
58	水質管理目標設定項目						0	
59	浄水処理等関連項目						0	
60	原水放射能検査						0	
61	ゴルフ場使用農薬類						0	

※1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1を超えているので検査回数は1年に1回
※2	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1を超えているので検査回数は1年に4回
※3	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1を超えていないので検査回数は3年に1回　昨年行っているので本年は検査しない
※4	過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められるため省略
※5	水道法の検査必要回数に従い年に4回検査する

令和8年度

検　査　計　画　表

35:身延町　(身延地区)　11:大城配水系　大城　　水源の種類：湧水

過去の検査結果からの要確認検査項目

検　査　項　目　名	検査日	結果	状態	水質基準
クロロホルム	24/01/22	0.0072	1/10 OVER	0.06mg/L以下
ジクロロ酢酸	24/01/22	0.005	1/10 OVER	0.03mg/L以下
トリクロロ酢酸	24/01/22	0.006	1/10 OVER	0.03mg/L以下
アルミニウム及びその化合物	25/04/07	0.059	1/5 OVER	0.2mg/L以下
ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	23/04/10	45	1/10 OVER	300mg/L以下
蒸発残留物	23/04/10	78	1/10 OVER	500mg/L以下
塩素酸	25/07/14	0.73	1/2 OVER	0.6mg/L以下

No.	検　査　項　目　名	浄水全項目	原水全項目(年に1回)	2023	2024	2025	今年度検査回数	計　画　設　定　理　由
1	一般細菌	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
2	大腸菌	○	○	○	○	○	12	
3	カドミウム及びその化合物	○	○			○	0	
4	水銀及びその化合物	○	○			○	0	
5	セレン及びその化合物	○	○			○	0	
6	鉛及びその化合物	○	○			○	0	※3
7	ヒ素及びその化合物	○	○			○	0	
8	六価クロム化合物	○	○			○	0	
9	亜硝酸態窒素	○	○			○	0	
10	ｼｱﾝ化物ｲｵﾝ及び塩化ｼｱﾝ	○	○	○	○	○	4	消毒副生成物であり省略できない　施行規則による検査の基本回数で行う　検査回数は1年に4回
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○			○	0	
12	フッ素及びその化合物	○	○			○	0	
13	ホウ素及びその化合物	○	○			○	0	
14	四塩化炭素	○	○			○	0	
15	1,4-ジオキサン	○	○			○	0	※3
16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	○	○			○	0	
17	ジクロロメタン	○	○			○	0	
18	テトラクロロエチレン	○	○			○	0	
19	トリクロロエチレン	○	○			○	0	
20	ﾍﾟﾙﾌﾙｵﾛｵｸﾀﾝｽﾙﾎﾝ酸(PFOS)及びﾍﾟﾙﾌﾙｵﾛｵｸﾀﾝ酸(PFOA)	○	○				4	※5
21	ベンゼン	○	○			○	0	※3
22	塩素酸	○		○	○	○	4	消毒副生成物であり省略できない　施行規則による検査の基本回数で行う　検査回数は1年に4回
23	クロロ酢酸	○		○	○	○	4	
24	クロロホルム	○		○	○	○	4	
25	ジクロロ酢酸	○		○	○	○	4	
26	ジブロモクロロメタン	○		○	○	○	4	
27	臭素酸	○		○	○	○	4	
28	総トリハロメタン	○		○	○	○	4	
29	トリクロロ酢酸	○		○	○	○	4	
30	ブロモジクロロメタン	○		○	○	○	4	
31	ブロモホルム	○		○	○	○	4	
32	ホルムアルデヒド	○		○	○	○	4	
33	亜鉛及びその化合物	○	○			○	0	※3
34	アルミニウム及びその化合物	○	○	○	○	○	4	※2
35	鉄及びその化合物	○	○			○	0	
36	銅及びその化合物	○	○			○	0	※3
37	ナトリウム及びその化合物	○	○			○	0	
38	マンガン及びその化合物	○	○			○	0	
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
40	ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	○	○	○	○	○	1	※1
41	蒸発残留物	○	○	○	○	○	1	
42	陰ｲｵﾝ界面活性剤	○	○			○	0	※3
43	ジェオスミン	○	○			○	0	
44	2-メチルイソボルネオール	○	○			○	0	※4
45	非イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	0	
46	フェノール類	○	○			○	0	※3
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
48	pH値	○	○	○	○	○	12	
49	味	○		○	○	○	12	
50	臭気	○	○	○	○	○	12	
51	色度	○	○	○	○	○	12	
52	濁度	○	○	○	○	○	12	
53	電気伝導率			○	○	○	12	
54	残留塩素			○	○	○	12	
55	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ指標菌 大腸菌						1	
56	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ指標菌 嫌気性菌						1	レベル3(施設有り)だが、安全性確認のため指標菌及び原虫の検査を年1回実施する
57	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ等						1	
58	水質管理目標設定項目						0	
59	浄水処理等関連項目						0	
60	原水放射能検査						0	
61	ゴルフ場使用農薬類						0	

※1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1を超えているので検査回数は1年に1回
※2	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1を超えているので検査回数は1年に4回
※3	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1を超えていないので検査回数は3年に1回　昨年行っているので本年は検査しない
※4	過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められるため省略
※5	水道法の検査必要回数に従い年に4回検査する

令和8年度

検　査　計　画　表

35:身延町　(身延地区)　16:身延中央配水系　塩之沢　　水源の種類：深井戸

過去の検査結果からの要確認検査項目

検　査　項　目　名	検査日	結果	状態	水質基準
フッ素及びその化合物	23/04/10	0.11	1/10 OVER	0.8mg/L以下
ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	25/04/08	47	1/10 OVER	300mg/L以下
蒸発残留物	24/04/15	94	1/10 OVER	500mg/L以下

No.	検　査　項　目　名	浄水全項目	原水全項目(年に1回)	2023	2024	2025	今年度検査回数	計　画　設　定　理　由
1	一般細菌	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
2	大腸菌	○	○	○	○	○	12	
3	カドミウム及びその化合物	○	○			○	0	
4	水銀及びその化合物	○	○			○	0	
5	セレン及びその化合物	○	○			○	0	
6	鉛及びその化合物	○	○			○	0	※3
7	ヒ素及びその化合物	○	○			○	0	
8	六価クロム化合物	○	○			○	0	
9	亜硝酸態窒素	○	○			○	0	
10	ｼｱﾝ化物ｲｵﾝ及び塩化ｼｱﾝ	○	○	○	○	○	4	消毒副生成物であり省略できない　施行規則による検査の基本回数で行う　検査回数は1年に4回
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○			○	0	※3
12	フッ素及びその化合物	○	○	○	○	○	1	※1
13	ホウ素及びその化合物	○	○			○	0	
14	四塩化炭素	○	○			○	0	
15	1,4-ジオキサン	○	○			○	0	
16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	○	○			○	0	※3
17	ジクロロメタン	○	○			○	0	
18	テトラクロロエチレン	○	○			○	0	
19	トリクロロエチレン	○	○			○	0	
20	ﾍﾟﾙﾌﾙｵﾛｵｸﾀﾝｽﾙﾎﾝ酸(PFOS)及びﾍﾟﾙﾌﾙｵﾛｵｸﾀﾝ酸(PFOA)	○	○				4	※5
21	ベンゼン	○	○			○	0	※3
22	塩素酸	○		○	○	○	4	消毒副生成物であり省略できない　施行規則による検査の基本回数で行う　検査回数は1年に4回
23	クロロ酢酸	○		○	○	○	4	
24	クロロホルム	○		○	○	○	4	
25	ジクロロ酢酸	○		○	○	○	4	
26	ジブロモクロロメタン	○		○	○	○	4	
27	臭素酸	○		○	○	○	4	
28	総トリハロメタン	○		○	○	○	4	
29	トリクロロ酢酸	○		○	○	○	4	
30	ブロモジクロロメタン	○		○	○	○	4	
31	ブロモホルム	○		○	○	○	4	
32	ホルムアルデヒド	○		○	○	○	4	
33	亜鉛及びその化合物	○	○			○	0	
34	アルミニウム及びその化合物	○	○			○	0	
35	鉄及びその化合物	○	○			○	0	※3
36	銅及びその化合物	○	○			○	0	
37	ナトリウム及びその化合物	○	○			○	0	
38	マンガン及びその化合物	○	○			○	0	
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
40	ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	○	○	○	○	○	1	※1
41	蒸発残留物	○	○	○	○	○	1	
42	陰ｲｵﾝ界面活性剤	○	○			○	0	※3
43	ジェオスミン	○	○			○	0	
44	2-メチルイソボルネオール	○	○			○	0	※4
45	非イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	0	
46	フェノール類	○	○			○	0	※3
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
48	pH値	○	○	○	○	○	12	
49	味	○		○	○	○	12	
50	臭気	○	○	○	○	○	12	
51	色度	○	○	○	○	○	12	
52	濁度	○	○	○	○	○	12	
53	電気伝導率			○	○	○	12	
54	残留塩素			○	○	○	12	
55	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ指標菌 大腸菌						0	
56	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ指標菌 嫌気性菌						0	レベル1のため、指標菌及び原虫の検査を実施しない
57	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ等						0	
58	水質管理目標設定項目						0	
59	浄水処理等関連項目						0	
60	原水放射能検査						0	
61	ゴルフ場使用農薬類						0	

※1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1を超えているので検査回数は1年に1回
※2	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1を超えているので検査回数は1年に4回
※3	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1を超えていないので検査回数は3年に1回　昨年行っているので本年は検査しない
※4	過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められるため省略
※5	水道法の検査必要回数に従い年に4回検査する

令和8年度

検　査　計　画　表

35:身延町　(身延地区)　17:大城配水系　湯平・門野　　水源の種類：湧水

過去の検査結果からの要確認検査項目

検　査　項　目　名	検査日	結果	状態	水質基準
クロロホルム	23/10/17	0.0113	1/10 OVER	0.06mg/L以下
ジクロロ酢酸	23/10/17	0.006	1/10 OVER	0.03mg/L以下
総トリハロメタン	23/10/17	0.0121	1/10 OVER	0.1mg/L以下
トリクロロ酢酸	23/10/17	0.008	1/5 OVER	0.03mg/L以下
アルミニウム及びその化合物	25/04/07	0.063	1/5 OVER	0.2mg/L以下
ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	23/10/17	47	1/10 OVER	300mg/L以下
蒸発残留物	23/04/10	99	1/10 OVER	500mg/L以下
塩素酸	25/07/14	0.62	1/2 OVER	0.6mg/L以下

No.	検　査　項　目　名	浄水全項目	原水全項目(年に1回)	2023	2024	2025	今年度検査回数	計　画　設　定　理　由
1	一般細菌	○		○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
2	大腸菌	○		○	○	○	12	
3	カドミウム及びその化合物	○		○	○	○	0	
4	水銀及びその化合物	○		○	○	○	0	
5	セレン及びその化合物	○		○	○	○	0	
6	鉛及びその化合物	○		○	○	○	0	※3
7	ヒ素及びその化合物	○		○	○	○	0	
8	六価クロム化合物	○		○	○	○	0	
9	亜硝酸態窒素	○		○	○	○	0	
10	ｼｱﾝ化物ｲｵﾝ及び塩化ｼｱﾝ	○		○	○	○	4	消毒副生成物であり省略できない　施行規則による検査の基本回数で行う　検査回数は1年に4回
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○		○	○	○	0	
12	フッ素及びその化合物	○		○	○	○	0	
13	ホウ素及びその化合物	○		○	○	○	0	
14	四塩化炭素	○		○	○	○	0	
15	1,4-ジオキサン	○		○	○	○	0	※3
16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	○		○	○	○	0	
17	ジクロロメタン	○		○	○	○	0	
18	テトラクロロエチレン	○		○	○	○	0	
19	トリクロロエチレン	○		○	○	○	0	
20	ﾍﾟﾙﾌﾙｵﾛｵｸﾀﾝｽﾙﾎﾝ酸(PFOS)及びﾍﾟﾙﾌﾙｵﾛｵｸﾀﾝ酸(PFOA)	○					4	※5
21	ベンゼン	○		○	○	○	0	※3
22	塩素酸	○		○	○	○	4	消毒副生成物であり省略できない　施行規則による検査の基本回数で行う　検査回数は1年に4回
23	クロロ酢酸	○		○	○	○	4	
24	クロロホルム	○		○	○	○	4	
25	ジクロロ酢酸	○		○	○	○	4	
26	ジブロモクロロメタン	○		○	○	○	4	
27	臭素酸	○		○	○	○	4	
28	総トリハロメタン	○		○	○	○	4	
29	トリクロロ酢酸	○		○	○	○	4	
30	ブロモジクロロメタン	○		○	○	○	4	
31	ブロモホルム	○		○	○	○	4	
32	ホルムアルデヒド	○		○	○	○	4	
33	亜鉛及びその化合物	○		○	○	○	0	※3
34	アルミニウム及びその化合物	○		○	○	○	4	※2
35	鉄及びその化合物	○		○	○	○	0	
36	銅及びその化合物	○		○	○	○	0	※3
37	ナトリウム及びその化合物	○		○	○	○	0	
38	マンガン及びその化合物	○		○	○	○	0	
39	塩化物イオン	○		○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
40	ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	○		○	○	○	1	※1
41	蒸発残留物	○		○	○	○	1	
42	陰ｲｵﾝ界面活性剤	○		○	○	○	0	※3
43	ジェオスミン	○		○	○	○	0	
44	2-メチルイソボルネオール	○		○	○	○	0	※4
45	非イオン界面活性剤	○		○	○	○	0	
46	フェノール類	○		○	○	○	0	※3
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○		○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
48	pH値	○		○	○	○	12	
49	味	○		○	○	○	12	
50	臭気	○		○	○	○	12	
51	色度	○		○	○	○	12	
52	濁度	○		○	○	○	12	
53	電気伝導率			○	○	○	12	
54	残留塩素			○	○	○	12	
55	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ指標菌　大腸菌						0	大城配水系　大城と同系統のため、原水無し
56	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ指標菌　嫌気性菌						0	
57	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ等						0	
58	水質管理目標設定項目						0	
59	浄水処理等関連項目						0	
60	原水放射能検査						0	
61	ゴルフ場使用農薬類						0	

※1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1を超えているので検査回数は1年に1回
※2	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1を超えているので検査回数は1年に4回
※3	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1を超えていないので検査回数は3年に1回　昨年行っているので本年は検査しない
※4	過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められるため省略
※5	水道法の検査必要回数に従い年に4回検査する